

婦人関係一般資料第75号

婦人に関する諸問題の 総合調査報告書-抄-

昭和49年7月

労働省婦人少年局

目 次

婦人に関する諸問題の総合調査報告書作成の経緯と

本資料について 1

第1部 結婚についての要約と提言 3

第2部 家族・家庭についての要約と提言 7

第3部 職業についての要約と提言 11

第4部 市民活動についての要約と提言 22

第5部 レジャーについての要約と提言 26

(参考資料)

1 婦人に関する諸問題の総合調査実施要綱 34

2 委員、専門委員等名簿 37

婦人に関する諸問題の総合調査報告書作成の経緯と本資料について

婦人の地位は戦後大きく向上し、社会経済の著しい発展のもとに、各分野における婦人の活動はめざましいものがある。その中で、婦人の生活意識、家庭生活等は大きく変化し、これに伴って様々な問題も発生している。

昭和45年12月に、衆参婦人議員懇談会から総合的な調査等についての要請などもあり、政府としては、婦人に関する今日の問題を明らかにし、施策の推進に資するため、婦人に関する総合的な調査を実施することとした。そのため、総理府に「婦人に関する諸問題調査会議」が設置され、民間有識者からなる委員及び専門委員が委嘱された。

調査会議の庶務は実質的に労働省婦人少年局が担当することとなり、本省・地方においてこの総合調査の実施に当たった。

調査会議は、発足当初、調査の目的、方法等について集中的討議を行い「現代日本女性の意識と行動」をテーマとし、調査項目として「結婚」、「家族・家庭」「職業」、「市民活動・レジャー」を取り上げ、これらの項目ごとに部会を設けることとし、その統括のために企画小委員会を設置した。各部会はそれぞれ調査計画を検討し、企画小委員会においてこれらを調整し総合的な調査計画を策定して2年間にわたる調査を実施した。

47年度においては、まず各部会共通の基本的な調査として「婦人に関する意識調査」（総理府）及び「婦人の地位に関する実態調査」（労働省）を企画し、それぞれ総理府及び労働省が調査にあたった。またこれと並行して各部会では、それぞれ有識者や専門家からの意見聴取、現地へ赴いての実情調査等を行った。

48年度は、各部会において意識調査・実態調査等の結果を分析するとともに、それまでに明らかになった問題等について更に突込んだ調査を行い、それらの結果について研究、討議を行った。また、この間東京、前橋、名古屋においてシンポジウムを開催し、討論参加者から意見をきいた。48年度後半からは、これらの調査研究等の結果に基づき各部会ごとに報告書原案の執筆にかかり、企画小委

員会で調整を重ねた後報告書が完成し、3月29日内閣総理大臣に提出された。

この報告書は、序章、第1部結婚、第2部家族・家庭、第3部職業、第4部市民活動、第5部レジャーから成り、各部の最後にはそれぞれ要約と提言が付されている。そこで、以下各部の要約と提言を集録し、婦人問題に関心を持たれる方々の参考に供することとした。

昭和49年7月

労働省婦人少年局長 森 山 真 弓

第1部 結婚についての要約と提言

第1節 要 約

1. 恋愛結婚主義への志向と矛盾

日本人の伝統的結婚観は見合をとおしての「家」と「家」との結婚だと考えられてきた。しかもこうした結婚観の涵養は教育を通じて行われてきたともいえる。

しかし戦後は家制度の廃止、新しい結婚観の普及に伴って新しい恋愛結婚観主義が主流を占めるようになってきた。制度的には、婚姻は両性の合意のみに基づくとしているが、しかし現実では依然として周囲の賛同を得ようという志向が強い。結婚に当たって、親せき縁者を招いての盛大な披露、親せきへのあいさつ回り、また都市居住者の盆暮れの帰郷、中元、歳暮の慣行、墓参、法事、人不足のとき故郷からの応援、田舎で取れたものの送り届けなどは、核家族化といっても、そこに家族主義的紐帯の強さをなお残しており、核家族をとりまく日本的な家族社会的条件として留意する必要がある。したがって日本の結婚形態は、例え恋愛結婚であっても西欧とは違った結婚の形態であることに注目しなければならない。

日本の結婚は恋愛志向、高い婚姻率、適令期思想の三つが微妙に絡み合い、独特の結婚風土を形成している。しかし現在はこれら三つがバランスをもって展開する社会的条件が必ずしも十分に整っておらず、また結婚前の交際のルールも未熟なところに問題がある。つまり、社会的変動と結婚観の変化のずれが問題なのである。

2. 結婚観の多様化と流動化

一方、価値の多元化を背景として結婚観の個性化・多様化が進んでいるが、その突出的現象として、フリーセックス、契約結婚、同棲、離婚の自由化、脱結婚、同性愛などの是認の思想がジャーナリズムの上にはんらんしている。しかし、全体的にみる限り、日本人の結婚観はその基層に保守的、伝統的なもの

をなお強く持ち続けている。したがって、フリーセックスに多かれ少なかれ賛意を示す女性は一少である。また性のために結婚するという女性は一更に少ない。

しかし、若年層にとっては、恋愛結婚とは愛と性を中心としたものという考え方が浸透しているように見える。特にこうした考え方は24歳未満において顕著である。ただし、この考え方が、彼らが年をとり、実際に家庭生活を営むようになった後もなお変わらず続いていくものなのか、あるいは変わっていくものなのか、追跡調査のない現在では推測不可能である。ただ、個人の自由をたてまえとする恋愛結婚主義の浸透、核家族の普遍化、結婚や離婚を運命とみるよりも選択とみる考え方は、中高年層には受け入れにくいものであっても、若年層には比較的容易に受け入れられていることが示されている。日本女性の恋愛観・結婚観・家庭観を実際行動面で多様化し流動していくのは、当然のことながら若年層である。

3. 新しい家庭における子供と夫

以上述べたように、若年層の恋愛結婚観においては、愛と性を中心とした考え方が強まりつつある。したがって、そういう考え方に基づいて作られた家庭においては、子供の位置が不確かなものになりがちである。ここに、現代の母と子の悲劇が生じる素地の一つがある。

一方において、より多くの家庭においては、子供が生まれると同時に、母の関心は夫婦中心から子供中心へと移っていく。企業体の強い管理体制と、職住分離のため家庭にいる時間の短い都会地の夫は、こうして家庭の疎外的分子になっていく。つまり、恋愛結婚による夫婦の水平構造の家庭が、子供が生れることで母子垂直構造に変わり、同時に家庭内での夫の位置が不確かなものになっていく。もちろん、子の出生によって夫婦関係がより緊密になることもあるが、こうした状況は夫婦のコミュニケーションを疎遠にし、家庭の安定性をそこなうことになる。問題はそこから派生してくるのである。

確かに、日本的な恋愛結婚主義と核家族化はマイホームの名のもとに、しうと、しうとめのトラブルを少なくし、また子供を恵まれることで、家庭の新しい幸福を増す場合が多い。しかし、現代の核家族内における新しいモラルと秩

序はまだ手探りの状態であり、現代社会の外圧は核家族内の人間関係を希薄化する方向に働く場合が多い。現代的なマイホーム主義といっても、その中における人間関係が時とともにますます緊密化し安定度を高めていくという保証はないのである。このことは、都会地の家庭だけが当面している問題ではなく、出かせぎが常態化している農村家庭においても、夫不在は社会問題化しており、離婚、別居、蒸発などの難問を繰出させている。そうした結婚のさ折においても、法的問題や福祉対策の面から、潜在離婚という問題がより重要な課題となってくる。

日本はその近代化の過程の中で家族主義を強調しながら、現実には家族のための社会的条件の整備という施策は放置してきたといえる。現代の日本人の結婚観の中に、愛と性を中心にした人間的つながりを求める風潮は十分に理解できるけれども、結婚の幸福と安定は個人的にのみ達成される問題であり得ない。そこに広い意味での結婚教育及び結婚と家庭保持のための社会的条件の整備と充実が痛感されるのである。

第2節 提 言

1 男女交際の場の整備

恋愛結婚への志向と配偶者選択の第2次、第3次領域への移行は、古い日本社会にみられたようなコミュニティーによる婚前教育、交際などを無力なものにしてしまっている。都市化の進むなかで、青年層にとって娯楽場はあっても明るく自由な男女交際の可能な場は不十分である。サークルやクラブの未成熟な社会では進んでその整備と充実が図られることが必要である。

また、結婚紹介事業も十分に青年層の需要を満たしていない、その満たされない多くの人たちが、営利を目的とする私設の紹介業者の門をたたいていることは、必ずしも歓迎すべきことではないであろう。同時に結婚紹介事業において、幸福な結婚のための基礎理論の構築はなお貧困であっていわば勘に頼って

いるに過ぎないように思われる。結婚学とでもいべき結婚についての科学的な基礎的理論の確立もまた緊急を要するように思われる。

2. 婚前教育の必要

現在の未婚者の手に届きやすい婚前交際や結婚に関する情報は、極めて興味本位に偏った性と愛の技術のみといえる。同時に若い未婚者は結婚を社会関係とみずに個人関係としてのみみる。その意味では、例えば個人に埋没した同棲は決して結婚制度を革新していくエネルギーにはなり得ないはずである。日本の青年層が結婚に求めている幸福と安定を獲得し持続していくためには、情緒的な共感だけでは不十分であり、そこに理性的なもの、実際的な処世智が必要であり、なによりも結婚が社会的に受け入れられていることが大切である。反社会的な結婚は、本人たちの希望や勇氣にもかかわらず、しばしば骨折の危機に直面するであろう。

更に、従来から、不幸な結婚の反対が幸福な結婚であると漠然と考えられてきた。しかし、幸福な結婚には、それ相当な慎密的要因があるのであり、結婚の幸福と安定の構造については一層の調査、分析、研究が必要である。古い結婚観にかわるものとして、性を台めた結婚の幸福と安定に関する包括的、統合的な教育の理論と環境づくりを進めることがとりわけ急務である。

結婚前の男女交際において、私的な婚約の了解という時点が、二人の関係の実質的な転換期になりつつあることを、本報告では特に留意したい。しかし、一般的にいて、恋愛結婚志向の大勢の中で、婚前交際におけるルール感覚は未熟である。新しく生れつつある結婚風土の中で、婚前交際の在り方を、特に重視して教育の重点にすることが大切である。その際、これまでの結婚に対する教育が行ったような性教育や家族計画を中心にしたものではなくて、結婚は何によって支えられるかを主題としたものでなければならぬのである。換言すれば、従来のように、結婚の中における幸福を主題とすることを超えて人生の中で結婚をどう位置づけるかを主題としたものでなければならぬのである。しかも、それは男女でともに考える形のものでなければならない。同時に、女性の結婚観に色濃く投影している適令期思想と、貞婦、二夫にまみえず式の考

え方からもっと自由になる教育も繰返し行う必要がある。

3. カウンセリング機関の設置及びカウンセラーの養成

婚前教育が結婚後の生活におけるトラブルの予防であるにしても、長い結婚生活のうちには、これをもってしても防げない問題が発生する。既に指摘したように、婚約者調査によると、その心理的メカニズムの中に危機をのり超える能力が弱いという結果が表れており、事実、結婚期間の短い者に離婚が多い。核家族においては、夫婦関係の破綻はそのまま家族の崩壊につながっていく。

しかも直系家族に比較して、危機に対する耐性も弱い。こうした結婚後の事態に対する有効適切な措置のアドバイスが望まれる。すなわち、当事者に対して問題処理能力をつけるとともに、それを援助する専門的機関の設置およびカウンセラーの養成が必要である。

また、潜在的離婚のような事実上の崩壊家庭においては、子をかかえた妻の負担は大きく、妻自身の経済力、自活能力の養成とともに、社会的機関においてより積極的な援助がなされることが必要である。

第2部 家族・家庭についての要約と提言

第1節 要 約

この第2部において我々は様々な角度から、現代日本における家族家庭の中での婦人問題を取り上げて検討してきた。いろいろな意味をもつそれぞれの事項を簡単に要約するのは危険であるが、各項目がもつ問題点のみを短く摘出しておこう。

第1章の夫婦の関係では、まず夫婦の役割構造は伝統的な分業型を維持し続け情緒的にも8～9割の夫婦が満足している大勢がある。しかし、農家の嫁ないし姑の立場にある妻は、人間関係と労働過剰の問題が、夫が出かせぎしている農家では、子供の育児責任と交際問題に悩みをもっている。そのほか、子育てを終っ

た後の中年婦人に動揺がみられること、夫婦共通行動がなお少ないこと、夫が依然として家事を分担していないこと、夫婦の間で認識にずれがあること、などが明らかになった。

第2章の親子の関係では、理想としても現実としても「子供2人」の出産計画が確立し、結婚後親と同居しない夫婦にあっては、長子の育児手間が離れてから末子婚出までの期間が約12年、子の全員が婚出したのち夫婦のみになる期間が約14年にもなるという生活周期の変化が起っている。しつけについては、現代の家庭では母親が中心になって担当しており、特に出かせぎ家庭などでは父親不在による悩みが大きい。また三世代家族、共働き妻などは、別の問題を抱えている。男の子と女の子に対するしつけ内容及び期待には違いが大きい。女の子の場合は青年期に入ってからでも経済的、精神的な自立は期待されず、人生の最も自由で楽しい時代と考えられる反面、拘束、依存が強い親子関係をもっている。

第3章の女性の老後については、女性は男性に比べ、より長い老後生活を送ることになるので不安は大きく、特に経済的安定と病気で寝込んだ時の介護が問題である。女性は一般に自活能力が低いため、子供への依存が極めて高く、子供の家族との同居形態が依然として支配的である。したがって寝込んだ場合、身の回りの介護は多くは嫁の負担となっている。

独身女性の場合は、子供への依存ができないので問題はより深刻で、社会的施策への要望が強い。

第4章の家庭経済によると、家庭の民主化、核家族化、農村の都市化などに伴い、家計管理の主導権が女性の手に移行して、その地位向上をもたらしている。

しかし、物価高や、病気、不時の災害、老後などに対する社会保障の不備などの中で、家計を安定させるため、家計担当者として試練に立たされている。

第5章の女性の家庭における法的地位として、女性は結婚すると家庭内の仕事に従事することになるが、それに対する評価は低く、結婚後に築かれる財産はほとんど夫の名義となる。妻が農作業に従事する場合も同様である。また夫の先祖伝来の不動産に対しては妻自身、相続権意識が低い。相続分についても無知が多く、特に農村にその傾向が強い。また、家の跡取り、親の扶養、祭祀などとの

関連で相続分などを考慮している実情がみられる。

第2節 提 言

以上のように、現代日本人の家族、家庭が抱える問題点は様々あり、病理的とみなされる側面も決して少なくない。女性は多くの場合、家庭の中の妻及び母として中心的位置を占めているのであるから、家族・家庭問題はほとんどイコール主要な女性問題の困難なものの一つなのである。

しかしながら、今回の総理府意識調査でも再確認されたように、現代日本の家族・家庭は「成人の情緒的安定」と「子の産育」という基本的機能を維持し続けており、コミュニオンなど家族・家庭に代る別集団もほとんど見ることもなく、支持もされない以上、人間生活にとって極めて重要な第一次集団としての役割を失っていないばかりか、マイホーム主義のプラスの側面にうかがわれるように、日本人にとって貴重な人間性回復の場として期待されている。ただ、現実には、その期待に充分応えるものになっていないということである。

1. 家族の多様性と住居の保障

結局、「よい家族・家庭」とは、必要水準を下回らない生活内容を保ちうる収入が継続してあり、その生活基盤や家族成員の一部が事故で失われるなどの非常時の際には社会的援助が受けられる保障があり、その中の夫婦と親子は愛情的な人間関係を保ち、家族の成員全体が、家庭の中で安定しかつ満足しうるものだということができる。このような目標を達成するためには、何よりも物価の安定や公害防止などによる全体社会の安定が先決であるが、日常的に必要な具体的項目として、次の施策を求めるべく提言したい。

個人と同様家族についても、基本的には自由な生き方が承認され、価値観の多様性がある以上、画一的な形態の強制は避けられねばならない。特に、直系家族制（現実には大家族であることが多い）から夫婦家族制（現実には核家族が中心）への移行期にある現代にあっては、多様な家族構成が併存するのがむしろ当然である。そのためには、例えば住居も、一定のタイプの押しつけて

はなく、それぞれの家族の事情によってとられたそれぞれの構成に即応するような大きさと間取りのものが用意さるべきであろう。そのために最低4室はある住居を家庭の広さの目安としたい。その他の物的諸条件についても同様である。

2. 家庭婦人の法的地位の強化

家庭婦人＝妻は多くの場合、自己の固有財産を持っていない。しかし、大部分の家庭は、夫婦二人の協力で営なまれ、家計を共通にし、労働力を再生産している。また、夫名義で得る所得には妻の家事労働を中心とした協力が含まれており、夫婦双方の財産であるとの意識を9割近くの夫婦がもっている。したがって、民法における夫婦別産制のもとにおいても夫婦形成財産は共有と規定すべきかどうか更に検討すべきであろう。

したがって、離婚の際も、配偶者が他方配偶者に請求するのは「財産分与」ではなく、「財産分割」と規定を改めるべきであろう。

或は、夫死亡によって発生した相続においても、妻たる配偶者の寄与分に相当する財産は夫の遺産から除外し、残余を相続財産とすべきである。なお、中高年の妻の生活維持のために、配偶者の相続分を増加すること、兄弟姉妹が死亡してその代襲者が存在する時は、代襲者を相続権者としないうこと、などの意見もあり、検討されるべきである。

家庭婦人に対する社会保障の強化

主婦の家計管理と家庭における福祉的労働（育児・夫や老親の世話など）に対して、公正な社会的評価がなされ、更に社会保障による生活の充足がなければ、家庭婦人の従属的地位を実質的に向上させることはできない。したがって、児童手当にしても、第3子からでなく第2子から支給され、期間も高校終了まで延長し、所得制限を緩和するなどの改善が望まれる。同居の老人に対する嫁・妻などの介護手当についても実施することが望まれる。また夫の厚生年金等についても、配偶者への配慮が不足しているので、給付率を引上げるなどの措置が望まれる。なお各種の税制（特に贈与税と配偶者控除）についても、配偶者への特段の配慮が必要である。

家庭婦人の健康への配慮

家庭婦人は健康管理について制度的に保障されることが比較的少なく、過労や精神的ストレスなどからくる疾病に対する保険・医療的対応がおくれがちである。特に農漁家の妊婦については、過労に陥いりがちなので、健康管理を一層徹底させる必要がある。

また重病人を抱えた主婦の負担を軽減するために、病院特に老人病院を数多く設置するほか、家庭と病院との中間的施設であるナース・ホームや訪問看護婦制度を創設・充実したい。

5. 自覚を促す教育と学習

以上の諸点については、単に制度を改めるのみでは真の効果が期待できない。これらの問題についての知識と意欲を高め、伝統的な慣習を改めていくような態度を形成するための社会教育が、特に婦人に対して徹底してなされる必要が大きい。

第3部 職業についての要約と提言

第1節 要 約

I. 雇用者を中心とした女性の意識

1. 職 業 観

戦後における女性の職場進出は、35年以降の高度成長による技術革新、若手労働力の不足、一方には、女性の教育水準の向上と相まって、急速に進み、25年に比べ3倍に近い増加をみせた。この動きの中で、女子雇用者は従来の低学歴、若年未婚型から、次第に脱皮しはじめ、新規卒者の主力は、高校卒業者となり、配偶関係別では、既婚者が未婚者を上回り、平均年齢、平均勤続年数も上昇を続けるなど、大きな変化をみせている。

今回の調査によれば、一般的に女性が職業を持つことについて、未婚の若

い女性は結婚・出産を大きな曲り角と¹考えており、生涯職業生活継続派は少数である。また、主婦で内職やパートタイマーで働いている人達の過半数は、子供ができた²ら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ³ほうがよいという考え方を示している。更に、職業の中断が職場における能力発揮や地位の向上にとってマイナスになるであろうと考えられる管理・専門技術・技能職にある人の半数も同様の考え方を示している。

結婚・出産を機会に一時家庭に入ることが、大半の女性の考え方⁴のようである。しかし、一方長期勤続女性の職業継続意欲は強く、特に勤続10年以上の層に高い点も注目しなければならない事実である。

2. 雇用管理の男女差に対する女性の反応

賃金・昇進・昇給、更には女子特有の定年制など、職場における男女の格差に対する女性の反応をみると次のとおりである。女子若年労働者の職場における悩みや不満の筆頭は、人間関係であり、男女差別についての不満は比較的少ないが中高年層では別の傾向がみられる。現在、職場に不当な男女差があると考えている者は約2割で、その内訳は、昇給が最も高く、次いで昇進、能力を評価してくれ⁵ない等である。特に未婚の30才以上の層に昇進に対する不満が高く、既婚の30才以上の層では能力を評価してくれ⁶ないことに対しこの傾向がみられる。

しかし、一方、仕事にやりがいを感じているのは、未婚者より、また男性よりも既婚者に高く、更に年齢が高くなる程、その満足度が高くなっており長期勤続の中高年層は、職場の男女差別に悩みつつ、仕事へのやりがいを模索しているといえよう。

3. 多様化と停滞現象

以上のように、女性の人生における職業生活の位置づけについては、かつて、女性の職業といえば、結婚までの短期就労が当然視されていた時代にくらべ、職業継続を志向する者、再就職を志向する者等いくつかの変化がみられる。いずれの場合も、男性優位の職業社会の中で、多くの壁に悩みつつも前進を求めている女性、経済的⁷必要から中高年就職を求めている女性、乳幼

児を持って悪戦苦闘している女性、保育所不足から、それもできず心ならずも、退職して行った女性達、一方、専業主婦であることに喜びを感じている女性達と、まさに多様化現象を呈している。

しかし、我が国の現状は職業と女性という問題をめぐって様々な価値観が模索されている時代で、その背景として、男女の役割分業に対する社会通念、職業と育児の両立のための社会環境の不備、職業を短期的なものとして位置づけている女性の意識、週休2日制の普及、労働時間の短縮等の生活環境条件の未整備という5つの要因が複雑に絡み合い、一種の停滞現象ともいえる悪循環をひきおこしている。現在は、この悪循環をうち破る強力な試みを行っていく段階にきているといえよう。

II 女子雇用管理に対する企業と労働組合の態度

1. 雇用管理の現状と今後の方向

我が国の企業における女性の雇用管理は、いまだに旧来からの伝統的人事管理を脱しておらず、大勢は依然として、若年、未婚者を中心とする単純・補助労働、短期勤続、低賃金という管理方式が受けつがれている。このため、職業継続を志向する女性は、勤続年数が長くなるに従い、男性と比べて、職務内容、賃金、昇進等に大きな差が生じ、職業意欲、仕事への情熱を失わざるを得ないのが実情である。また、先に述べたように、再就職型の人生設計を志向する女性の割合が高いにもかかわらず、現状では前職経験を評価され、それに見合う賃金が得られることは少く、退職時と同等、あるいはそれ以上の条件で就職することは困難である。

職業に対する女性の多様な欲求をふまえた雇用管理制度をつくることは、企業の社会的責任の一つである。当面考えられることは、女性が働きがいを持てる職場づくりをすること、女性が男女差別に悩まされることなく、安心して子供を生み育てながら仕事が続けられる職場作りをすること、また、中高年令層の就職希望者が能力と適性に見合った仕事につけるようにすることなどの配慮が必要であろう。

2. 男女賃金格差

企業の処遇における男女差の基本は賃金管理であることはすでに述べたとおりであるが、現在企業の大多数はその賃金制度に生活保障給的な本人給を定めており、このうちの過半数が性別による決定基準を設けているなど、依然として、日本式雇用慣行を基盤とした男子世帯主を基準とする生活給で賃金カーブが決められている。賃金を男女の差なく、職務ないしは職務遂行能力等に関連づけて決定してゆくためには、社会保障制度の充実、住宅問題の解決等、女性の問題の枠を超えた社会経済機構の中での再検討が必要であり、更に女性の職域の拡大と、上級職種への進出を同時に進める必要があろう。

3. 職域拡大

女性の職域を拡大していくことは、女性の能力開発上、また男女の賃金格差をなくすためにも重要なことである。

今回の調査から過去5年間に女性の職域拡大方向をとっている企業が、3分の1を占めており、この点では労組幹部の見方もほぼ一致している。しかし、現在進められている職域拡大は女性が常に男性の後塵を拝しているというものが多く、男女の役割分業思考による管理方式が根強く残されている。

4. 昇進・昇給

昇進・昇給の男女格差を解消することに対し、企業は消極的である。長期勤続者の処遇についても、男性同様の管理監督職に育て活用する考えをもつ経営幹部は極めて少なく、せいぜい専門職あるいは女子リーダーの役割を与える程度の考え方である。女性の能力開発、活用を積極的に取り入れない企業の管理方式は、教育・訓練にも示されている。企業はその理由として、女性は結婚までの短期勤続が多く、あてにならない労働力であることをあげているが、今後も女性を労働力として期待するならば人事管理の基本にある男女の役割を固定化した意識を改める必要があろう。

5. 中高年令者の就職

企業は、今後も主婦の労働力化に期待をもっているが、中高年女性の就職の典型としては、パートタイマーとしての就労があげられる。

しかし、現在のパートタイム雇用には、不明瞭な労働契約、長い労働時間、低賃金等多くの問題があり、企業がこれらの問題に対処することが、中高年女性の職場参加を促進するうえで重要な点となろう。

しかし、現在経営幹部は、パートタイマーの時間当り賃金、賞与支給の基準、社会保険の適用などを、フルタイマーと同様に扱うという考え方には消極的であり、労働組合幹部もこの点の実現は困難とみているなど、前途は必ずしも明るくない。

6. 労働組合への期待と現実

今後、職場における女性の地位の向上を促進するうえで大きな役割を期待されるものとして労働組合がある。労働組合が女性の要望を汲みあげ、企業に対して強く要求することによって、女性の労働条件の向上、男女格差の解消は進み、その効果は未組織労働者にも及んでゆくであろう。

今回の労組幹部の意識調査にみる限り、考え方として女性の職場における地位の向上に積極的改善の方向を示しているが、具体的な取り組みについては消極的な面もある。同時に労働組合員としての女性の発言力は弱く、自らの地位向上のため、現状改革の推進力にはなっていないようである。労組幹部が女性問題についての認識を深めるとともに、女性自身の積極的な組合活動への参加が必要であるといえよう。

III 共働き家庭の生活

1. 共働き家計の状態

共働きには、そのための経費が必要であるとともに、その収入増加によって家計諸費目に対する支出を増やすことができる。後者はしばしば共働きの動機と結びつくし、前者はその負担として家計を圧迫するであろう。この点を明らかにするために総理府「家計調査」から、妻の収入が家計に及ぼす影響について特別集計を試みた。

その結果、全般的にいえることは、共働き収入に依存して充足される主要な生活必要 (human needs) は、住居の確保と子供の教育である。しか

し、住居を確保するには、妻の収入の上積みが相当の額に達していなければならず、また、大都市ではその可能性も少ないようで、重点はむしろ教育費に注がれている状況である。また、共働き家計の特徴としては、外食費や被服費等があり、教育費にもその一面がうかがわれるが、最も顕著なものは、所得税と社会保障費であり、とりわけ、共働き収入の増加による所得税の急上昇が注目される。

2. 家族関係、主に夫婦の役割分担

職業と家庭生活の両立のために、共働き主婦の身心の負担が大きいことは今更いうまでもないが、共働き家庭における夫婦の役割分担の実態はどうであろうか。「夫が家事をよく(ときどき)手伝う」は半数近く、妻が専門・技術職である夫の協力度はやや高いが、全体としては「全然手伝わない夫」が半数を上回る。また、子供が病気の時、夫婦のうち仕事を休むのは妻が約9割にのぼる。「役所・税務署」などの用件の場合は、夫が仕事を休む割合が高いが、それでも約3割に止まっている。「子供の学校関係」の用事に、夫が仕事を休んで出る率はわずか2%で、家庭責任は妻の側に重い。

総じて、夫の協力度は低く、妻が専業主婦の夫とあまり変らない生活態度を保持しているようである。また、子供も家事への協力度は低く(ことに男の子)、男女差が目立つ。

妻が職業を持つことについては、収入や能力発揮などの面から、夫婦双方がプラスの評価をしている。また、「妻が家庭と職業を両立させている」と評価する夫は9割にのぼっている。しかし、「仕事をできるだけ続けたい」と考える妻は約9割を占めるのに対し、「続けてもらいたい」と望む夫は約6割に止まり、夫婦の気持ちの開きがうかがえる。

日本では「夫は外で働き、妻は家を守る」という伝統的な役割分担意識が強い。しかし、家庭に手代わりのない核家族時代——まして「夫も妻も外で働く」共働き家庭においては、夫婦の役割分担を固定化せず、柔軟にすることが、必要と思われる。それには、夫婦の自覚と同時に、学校教育や社会慣習(例えばP・T・Aの会合などが、その名称にもかかわらず、両親を対象

とせず、しかも母親は家庭にいるものとして、ウィーク・デーの日中開かれる。)を、働く母親がふえている現実にあわせて検討することも必要なことではないだろうか。

3. 母性保護

母性保護は、働く女性の健康を守るうえで、また、次代を担う子供の健全な発達のためにも欠くことのできない条件である。しかし、働く女性の妊娠・出産の状況は、家庭婦人と比較して異常が多いことは、労働省の母性の健康管理に関する専門家会議第一次報告書においても一部の専門家から指摘されており、また実態調査においても明らかにされている。

労働基準法に定められた母性保護実施状況をみると、高い水準にあるのは私的企業よりも公的機関の職場、労働組合の組織率の高い職場、女性の多い職場、大規模事業所、雇用形態の安定している者であり、労働基準法の規定を上回っている所も多い。一方、私的企業、組合の組織率の低い職場、女性の少ない職場、小規模事業所、パートなどの雇用形態の不安定な者は、母性保護の水準は低い。

4. 育 児

子供をもって働く女性の保育を援助する主要な対策は、子供の発達段階に対応し、育児休業、保育所、学童保育施設などが望まれる。

保育所は依然不足しており、増設の要望は高い。また、最近は一に増設という数の要請をこえて、働く母親の労働条件や地域の実情に見合った長時間保育、乳児保育、病児保育、夜間保育などその幅がひろがっている。

ことに、産休明けから乳児を預ける認可保育所が極めて少ないため、乳児保育の多くは、無認可保育所に頼らざるを得ない現状にある。

学童保育施設は、全国で約1,100カ所、約4万人の児童が対象とされているといわれているが、国によって制度化されていず、行政上の位置付けが明確にされていない。地方自治体により公立化されている場合には、設備基準や指導員の待遇なども明確にされているが、大勢を占める共同保育、委託事業の場合は、保育料の父母負担額も高く、設備も父母が持ち寄って整える

状況であり、夏休みなどの長期休暇には、休所する例もあり、指導員の待遇もかなり悪いなど問題は多く、指導員と母親の熱意に支えられているのが実情である。

女性の職場進出の動向からみて、学童保育の必要性は高まっており、その制度化と充実がさし迫った問題である。

育児休業を実施している事業所は2.3%にすぎない。制度の必要性や意義を認める者は多いが、休業中はほとんど無給であり、また休業期間終了後の保育所の受入れ体制がなければ、職業を継続することはむずかしい。育児休業と保育所の関係は二者択一のものではなく、双方が補完し合うものとしてどちらも必要である。一方、母親側の勤務体制についても企業が育児のための便宜をさらに計るなど、働く母親の育児負担の軽減については家庭と行政だけでなく、今後は企業も加えたトライアングルの形で解決を計る方向が望まれる。

IV 農家主婦を中心とした自営業主婦の就業と意識

労働力不足に伴って、婦人雇用が増加した半面、自営業における女性の就業は減少傾向を辿ってきたが、これは、農業などの第一次産業における減少のためであって、都市自営業ではこれと異った動きもみられる。特に都市化・労働力不足・知識集約化の影響が強い小企業・自営業における女性の就業は、特に家族従業者として顕著な増加を示している。

一方、農業の自営業就業が全体として、縮小するなかで、既に早くから男子労働力の兼業化が進み、農家の主婦が量的に農業従事者の中核を占めるようになった。

更に、ここ数年間は、多くの農家主婦の農外就労と呼ばれる賃労働化や内職化が進んだ。そのために、多くの農家主婦は農業労働・家事労働のほかに農外就労の負担をも背負うような事態になっている。そして、この農外就労を主婦自身は「家計補助」と評価している者が多いが、「社会的視野が広まる」、「家からの解放」、「自分の能力を生かせる」という精神的満足感も無視できない。しかし、多くの農家主婦の能力開発は同様に随分多忙な都市自営業の

主婦などに比しても著しく遅れており、そのため農外就労も臨時的な不熟練職種への就業がその大部分を占めていると考えられる。更に、農外就労している主婦が気がかりなこととして「家事労働」、「健康」をあげており、家事労働の合理化が進んだとはいえ、なお多くの農家主婦は、休養を欲している。このことは、家事労働の合理化や社会化だけでなく、健康的にも農外就労のための個人的・社会的な諸条件が十分整備されないまま、兼業化していることを示している。

また、現在、兼業に就業していない主婦の中にも、潜在的兼業労働力のかなりの大きさが予想されるので、現在、農外就労しているものに加えこの層についても兼業条件を十分整備するような農業政策、労働政策、社会政策が実施されなければならない。

第2節 提 言

女性の職業に関する種々の問題点とその解決のために実施されるべき方策については、それぞれの章において述べてきたところであるので、ここでは、これらのうち特に重要なものに絞って述べることにする。従来から実施されている措置で不十分なもの、その必要性がくり返し要望されているものについても十分な対策を講ずる必要があることは言うまでもない。

「職場における男女差別」の苦情処理機関の設置

昇進・昇格の男女格差、女子の若年定年制などをなくし、男女の均等待遇を確保するために「職場における男女差別」の苦情処理機関の設置が必要である。

現在、女性が職場で賃金以外の処遇について男女の差別的取り扱いを受けたとき、求済を求める公的機関がなく企業内の内部処理に任されている以外、裁判による外はない。しかし、裁判には長い年月と費用がかかり、また当事者でなくては、訴えられないという制約があるので、具体的事例について、調査幹旋、調停ないしは、是正勧告を行う組織を設けることが有効であると考えられる。

2. 共働き主婦に対する配偶者控除の適用拡大

税制における配偶者控除は夫の所得に含まれている妻の家事労働の経済的価値を評価する意味もある。

現在、給与所得者である妻は、一定額を越える所得がある場合、夫の所得からの配偶者控除の適用を除外される。

これは、一部の共働き主婦の家事労働に対する経済的価値を認めないことであり、税負担公平の原則にも反するものといえよう。

一定額以上の給与所得者である妻も配偶者控除の対象とするよう配慮を要望する。

3. 学童保育の制度化と充実

乳幼児保育所の増設と充実は当然のことながら、学童保育は先にみたように、その需要が大きいので、この制度化と内容の充実に早急に着手する必要がある。

なお、これらの施設の設置については、都市計画の一環としても進めると、例えば、公共住宅の建設のみならず民間の大規模な住宅建設の際も設置するよう、行政指導ないし措置がとられることを要望する。

4. 育児休業中の所得保障

48年12月、失業保険制度研究委員から労働大臣に提出された報告では「雇用保険制度」の中で、出産・育児等一定のやむをえない事情により離職し、安職活動ができない場合には、失業給付の受給期間を延長する措置を講ずるよう提案している。

一方、育児休業中の女子労働者については、その休業中の所得を保障する制度がないので早急に検討する必要がある。

5. 企業による子育てへの協力

労働省がすでに普及促進に着手している育児休業のほか、乳幼児をもつ親のための勤務時間の短縮、病児休暇などの制度を企業が積極的に導入することを要望する。この場合、これらの休暇をとった者が職場において不利な取り扱いを受けることのないような配慮が必要なことはいうまでもない。

なお、これらの諸制度の普及を促進するため、なんらかの所得保障を行う制度を検討する必要がある。

6. 女性の職業教育の充実

女性の一生における職業の位置づけは、ますます重要となってきている。このことについて女性自らが自覚するのみならず、社会全体が十分な認識をもち、配慮する必要がある。

- (1) 義務教育のなかに、女性と職業について考えさせる新しい単元の創設と、女性の職業意識形成上不利になる記述がないか教科書の総点検を実施する。
- (2) 高等学校における女子のみの家庭科必修についても今後検討する必要があるだろう。
- (3) 女性の進路指導、職業指導をより充実するとともに、その指導に当たる教員、関係行政機関の幹部及び担当者などにその重要性を十分認識させる機会を設けることが望ましい。

7. 農家主婦のための地域別協議組織の設置

農家主婦の職業上、及び家庭内の地位を向上させるためには、世帯主などとの関係において農業経営上の役割を明確にするだけでなく、老夫婦との関係において土地所有に対する権利を確立させなければならない。そのためには、農家主婦の職業的能力を開発向上させると同時に、老夫婦の生活保障を確立向上させる必要がある。こうした問題や対策を自主的に調整企画するために、地域別協議組織を設けることが望ましい。

8. 婦人関係行政機関の連絡調整の強化

我が国の行政組織は、一般に縦割行政で横の連絡調整が不十分であるということはつとに指摘されてきたところであるが、今回の職業を主題に調査を行った過程でも、縦割行政故に問題解決が遅れているのではないかという疑問にぶつかったことも少なくない。例えば、学童保育についても、厚生省、文部省、労働省にまたがってかわりあいがあるが、三省の連携がなかなか進まないように思われた。いくつかの省にまたがる問題の解決を進展させるにはどうしたらよいのか。女性の職業についての問題を解決するにはぜひそ

の壁を破って画期的な施策の推進を図る必要がある。このためには、今回の調査で明らかになった問題の解決ないし提言の実施を促進し、新しい情勢に対応して行政に問題提起をするための民間有識者によるフォローアップ機関を設置する必要がある。また、関係行政機関の総合調整を強力に推進するための方策を検討する必要がある。

第4部 市民活動についての要約と提言

第1節 要 約

以上の調査結果をもとに、今後の女性の市民活動を展望し、市民活動における女性の地位と役割の課題を要約すれば、次のようなことになる。

1. 女性の市民活動の現況

女性の目が家から社会に向けられるようになり、自由な活動が許されるようになってから、女性の社会的な関心も高まり市民活動に対する意欲も盛んになってきた。いわゆる奉仕活動やボランティア活動に身を入れ、社会参加を試みている層の中にも女性を多く見かける。強いて言えば、女性は市民活動の主要な担い手とも言える。

しかし、第1章にも明らかにされているように、女性の市民活動に対する一般的参加状況はまだまだ低調であり、大多数の女性は市民活動の枠外にある。今日、市民活動に参加している層は年令的にはいわゆる子育ての時期を終えた35才～39才層に多く、学歴の高まりとともに市民活動の参加経験率も高まっており、きわだった特徴としては知的、専門的職業に従事する女性層の市民活動に対する参加が群を抜いて高いことがあげられる。

これらの市民活動に対する参加層は市民活動の内容によっても違いがみられ、社会奉仕・慈善活動型の市民活動と、住民運動や消費者運動型の市民活動とでは、参加層の年令的な幅や階層的なひろがりに歴然とした差がある。

2. 非参加層の意識と行動

ところで市民活動の経験がない大多数の女性は、市民活動には関心がなく、参加意欲の片鱗もみられないかという点必ずしもそうではない。社会問題や生活問題に対する関心を示すものも決して少ないとはいえず、市民活動に対する参加意欲をひれきする者もみられる。だがその意欲を、行動に具体化するには至っていないのである。それはなぜなのか、第2章ではこの点に焦点を合わせて問題の解明を試みた。特に問題としたのは市民活動に対する女性の意識と行動のずれをひき起こしている要因を検討することであったが、その結果からは次のようなことが要約できる。

市民活動非参加層の女性には一般にこれからあげるような傾向が共通してみられ、それらが微妙に錯綜し合いながら市民活動に対する意識と行動のずれを誘発させているものと思われる。

- (1) 利害関係の直接的な問題に対しては敏感な反応を示し強い姿勢で臨もうとするが利害関係の間接的な問題に対しては反応が鈍い。
- (2) 妻として、母としての役割意識が過剰なほど強く、一人の女性としての意識をその中に埋没させている。
- (3) 一部の女性には社会的、政治的問題に対する判断の自律性が乏しい。
- (4) 生きがいを子どもや家族・家庭、夫に求め、市民活動のような煩わしいことには関知したくないという逃避的、閉鎖的意識がある。

これらのことが女性の生活圏やコミュニケーションの狭さに関連して女性の市民活動に対する意識を弱めさせる働きをし、女性の市民活動に対する積極的な取り組みを阻んでいるといえる。

3. 市民意識の成熟

さて全国的にみればまだ少数派に属するだろうが、市民活動に身を挺し大なり小なり成果をあげている女性もいる。第3章はこれらの女性に焦点を当て、その活動に関する事情聴取の結果をまとめている。事情聴取の中心的課題は活動に入った動機、活動過程における女性自身の変化、家庭と活動の両立、市民活動における女性の地位と役割を確めることにあった。この順序に従い調査結

果を要約すると、女性が市民活動に入った動機は誠に多様であり、これを一口に述べることはできない。しかし、活動を進める過程の中でほとんど全ての女性が自己変革を体験していることはまぎれもない事実であり、活動意欲の高まり、社会的視野のひろがり、知識の深まり、新しい連帯感の出現などが共通に感じ取られている。

4. 新しい女性の形成

さて、女性の市民活動を制約する一つの重要な条件として家庭がある。多数の女性の中には家庭が市民活動への足かせとなって困っている者も少なくないが、市民活動に参加している女性は、活動と家庭との両立についてはそれなりの対応の仕方を考えている。活動から生ずる家庭へのひずみを自己の内部で解決していく者もいれば、仲間との連帯によって解決の方法を見い出している者もいる。女性が市民活動と家庭を両立させるには努力もさることながら、育児・家事の共同化など工夫が必要なことを事例は教えている。

とにかく市民活動を経験した女性は、かけ替えのない体験を通して女性の地位と役割を感得し、男性に決してひけをとらないという自信を強めている。恐らくこういう女性の力が今後社会を変えていく大きな原動力となろう。とすれば、過半数に及ぶ市民活動非参加層の女性がどのようにして変っていくのが今後の課題となってくる。次にこの点についての提言を調査結果に基づいて行うことにする。

第2節 提 言

市民意識形成の場の拡充、市民活動に参画する水路の形成

女性が自分自身を家から解き放ち市民活動に参画するようになるには、市民意識の成熟を待たなければならない。したがって、まず必要なことは、市民意識を形成していく場を現在よりも一段と拡充することである。社会教育をはじめ、民間団体等の行う教育諸活動の中に市民意識形成の場を明確に位置づけることも具体的方法としては可能であるが、この場合民間団体の実施するものに

対しては、その運営にかかわる費用について公費補助の道を開くことが望まれる。

また、学校教育においては市民意識の場をカリキュラムの中で一層拡充し、市民意識の形成を一つの軸とした生涯教育の体系化が切望される。

次に、女性が市民活動に参画しようとする場合、どうすればよいのか、市民活動への水路が明確でないので、その点を強化するという意味から、公共施設の一室にボランティアコーナーを作り、常駐の職員を配置してボランティア活動の案内やサービスに当らせる等、積極的な施策を講ずる必要がある。

2. ボランティア活動の多様な創造と開拓の推進

ボランティア活動の内容や方法、形態などには必ずしも一定のパターンがあるわけではない。社会が高度化し複雑化すればするほど多様なボランティア活動の必要性が生まれてくる。したがって公共機関は広く資料を集め、ボランティア活動の新しいパターンを生み出すための基礎的な活動を開始し、ボランティア活動の多様な創造に対する積極的な援助をすべきである。

特に最近が高令者の中にボランティア活動を希望する者が多くなっているの
で、高令者に適したボランティア活動の開拓と斡旋を行う機関を設置することが急務である。

3. 行政の職分の明確化

ボランティア活動の中には、当然行政の責務に属することを補完しているという面が残っている。したがって行政の責任においてなすべきこととボランティア活動に期待されることを明確にし、そのうえでボランティア活動を促進するという諸条件を作り出していく必要がある。そのことが、真のボランティア活動を盛んにする第一歩である。

4. 市民活動の拠点施設の設置

社会奉仕・慈善型の活動にしても、消費者運動、住民運動型の活動にしても、これを恒常的組織的な活動として継続させ発展させるのには活動の拠点となる施設が必要である。この施設は単に活動の中核となるだけでなくボランティアの養成や研修、更には市民活動の情報提供などの機能も含む、名実ともに拠点

施設となるべきである。このため行政は施設の設置に努め、その運営は民間に委嘱することが望ましい。いわゆる＜公設民営＞である。

第5部 レジャーについての要約と提言

第1節 要 約

第5部では、女性のレジャーの諸側面をいくつかの既存の調査及び本調査部会が独自に行った調査の結果に基づいて検討してきた。われわれが行った調査には、数量的な結果を期待したエクステンシブなものと、時間をかけた面接によって、レジャーに関する女性の考え方、価値観など深い心理的規制を理解しようとしたインテンシブなものがあるが、両方とも極めて多様な諸側面にふれているので、この章ではその中心的な問題をまとめておきたい。

しかしながら、女性のレジャーについては、以上のような調査活動にもかかわらず、まだ、知られていることよりも、知られていないことの方が多く、また、なされたことよりもなされていないことに重要な意味があることを卒直に認めなければならない。この意味から、最後の「提言」においては、今後の課題とも言べきものを二、三取り上げて、本文の不十分なところを補うようにした。

1 労働時間の短縮と女性の自由時間

労働時間の短縮は、必ずしも女性の自由時間を増加させない。

35年をピークとして除々に労働時間が減少し、47年には、週休二日制の普及がみられるようになった。その結果、自由時間の増大が予想され、また、いくつかの世論調査結果は、余暇志向の傾向が強まっていることを示しているし、女性の場合も、若年、老年女性、家庭の主婦のレジャー活動の活発化が伝えられている。しかし、労働時間の減少が、自由時間の増大となって現れるためには、なおいくつかの社会的条件があることが確認されており、特に、労働力人口に入っていない家庭の主婦の場合は、労働時間の減少はあくまで間接

的であり、より慎重な検討が必要である。

2. 家事労働

— 家事労働は、この十年間に大きく変質しつつあると考えられ、一部の家事労働は趣味化、レジャー化しつつあると考えられる。 —

一方、家事労働についてみるならば、この十年間、家庭電気製品がめざましく普及したにもかかわらず、主婦の家事労働は増えこそすれ、減少しなかった。これは家事労働の変質化すなわち、濃密化、水まし化、多様化が行われ、この変化の中で家事労働の一部は趣味化、レジャー化する可能性があることが認められた。

3. 生活時間から見た女性、特に主婦の生活時間の特徴

— 日本の主婦の生活時間の構成は、国際比較において低い社会的地位を反映している。 —

生活時間調査の国際比較をみると、我が国の主婦の家事時間は、平日はアメリカに次いで少ないが、日曜日の家事時間の減り方は、極めて少ない。この事実については、主婦の夫に対するデモンストレーションという解釈もあるが、より重要な理由として、日本の主婦の低い社会的地位、あるいは犠牲的な生活慣習によるものと考えられる。特に、それは諸外国に比べ睡眠時間が短く、日曜日の自由時間の伸びが少ないところに現れている。この意味から、日本の主婦は週休二日制に必ずしも賛成するとは限らないであろう。

4. 女性のレジャー活動の特徴

— 女性のレジャーは男性と比較して「こま切れ余暇」であり、その活動の種類は限定されている。 —

余暇利用として最も多くの人が行っているものは、「和洋裁、編物、手芸」、「ごろ寝やテレビ」、「家事」であり、次いで、「おしゃべり」、「読書」、「ショッピング」が多い。もう少し暇ができた時ぜひやりたい行動は、「和洋裁、編物、手芸」と「旅行、行楽」であるが、男性に比べ種類が限定されており、一つのレジャー活動に費される時間は短く、また、若い時ほど意欲的で年をとるにしたがって尻すぼみになる。

女性のテレビ視聴は男性よりも長く、特に「ながら視聴」が多い。旅行日数は男性の方が多いが、最近男女の差が縮小してきており、観光旅行に関する限り、30代、40代を除いて男性を上回っている。

5. レジャーを抑制するもの

— 主婦のレジャーは、夫と子どもに気がねした余暇であり、主婦の自由な余暇活動は、家族の強い制約のもとにある。

この部会で行ったインテンシブな面接調査によれば、主婦のレジャー活動を抑制する要素としては、主婦は家庭にいるという家庭のあり方、育児、特に手のかかる子供がいることは、家事、経済的余裕のないこと等があげられる。また、主婦自身が個人主義的、自律的な生き方を選択できるか否か、それに対する夫の精神面、行動面の協力が得られるか否かにかかっている。特にレジャー活動そのものについて、主婦がより早い時期に高質な水準に達していることが、その活動を持続させ、それに対する夫の理解と協力を容易にさせることになる。

第2節 提 言

1. 社会的制約からの解放

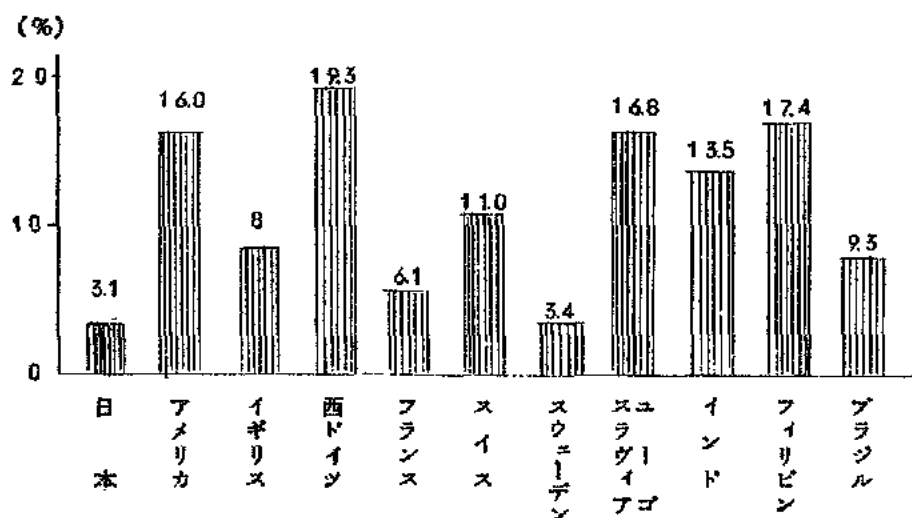
女性の自由なレジャー活動が行われるためには、まず、第一に自由時間の拡大が必要であり、第二にその自由時間の自由な使用がなくてはならない。我々の検討は、この点において、今日の日本の女性には、いくつかの重要な社会的制約があることを示している。そのような社会的制約の中心に家族があり、女性の自由なレジャー活動にとって、夫と子供がどのような意味をもつかを改めて検討する必要がある。

夫については、第1章で取り上げた経済企画庁の「生活時間調査」が女性の社会的地位の問題として、国際比較の中で日本の主婦の位置を明らかにしているし、第3章では、事例研究を通して、そのような女性のレジャー活動の内面のいくつかを示すことに努めた。

子供についての興味深い事実は、総理府の行った「世界青年意識調査」による国際比較にみられる。子供がいる限り、親は家を空けられないという常識が

あるところでは、子育ての期間の女性のレジャーは時間的にも空間的にも極めて限られたものとならざるを得ない。そして、このような母親の自己抑制は、家族の一体感の中心ではあるけれども、それが子供に対してさえ、必ずしもよい結果を与えていないことを示す事実は少くない。

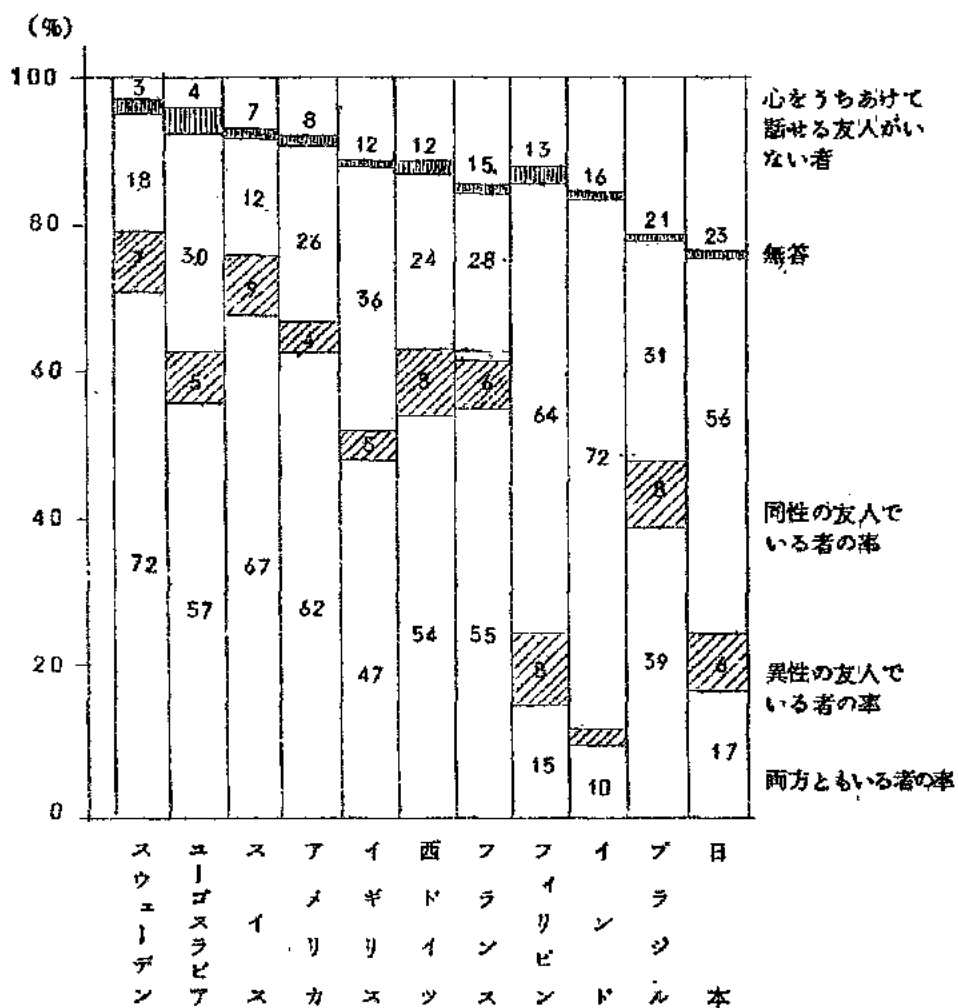
第5-10図 自分達の楽しみのために子供を置いて外出する両親の割合



資料出所：総理府「世界青年意識調査」（48年）

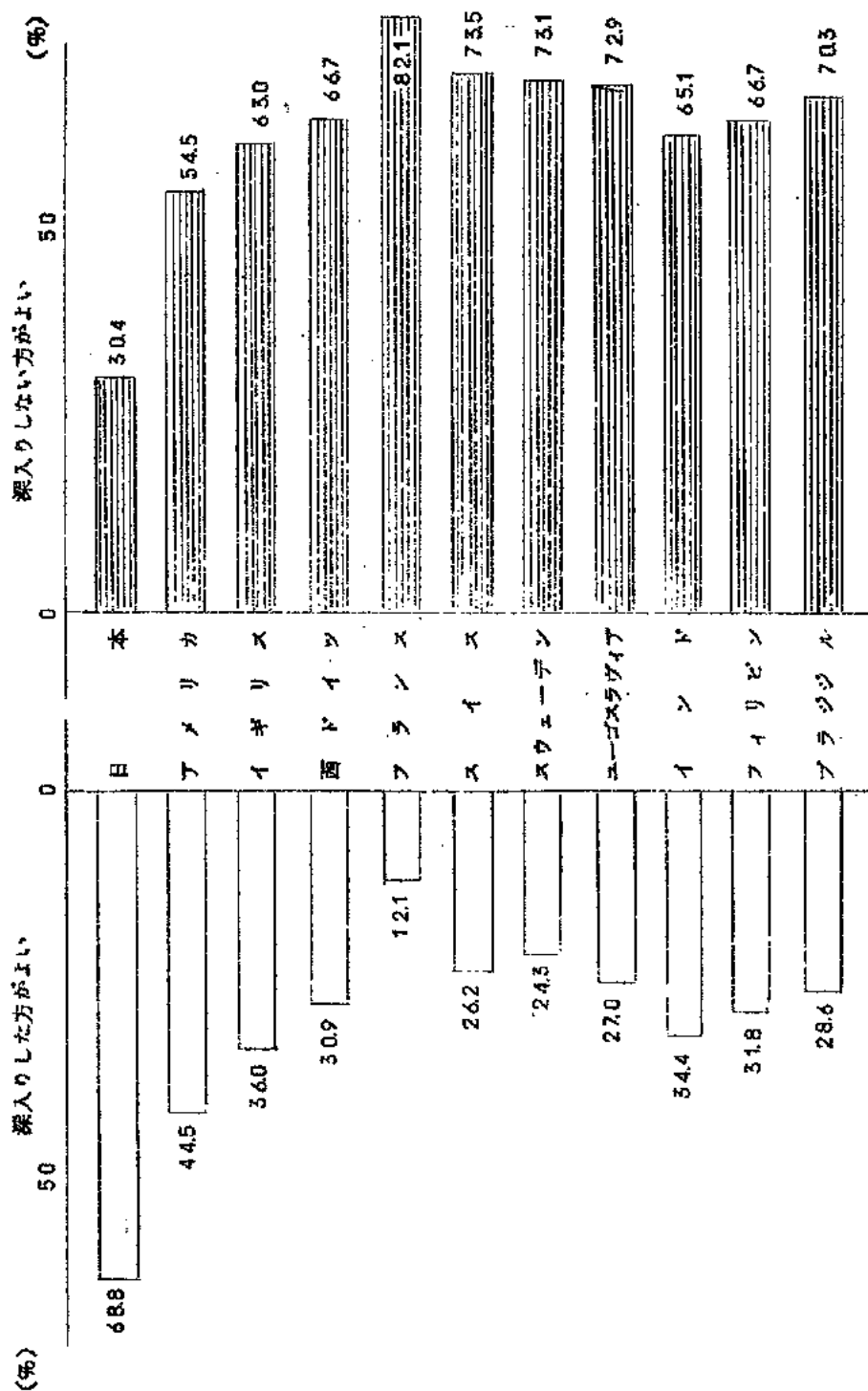
多くのレジャーには相手が必要である。家族から自由になった女性のレジャー活動を支えるものは、まず、良き友でなくてはならない。この点についても「世界青年意識調査」は貴重な資料を提供しているが、我が国の青年の約4分の1にはこれという友人がなく、あっても極めて同性に片寄った友人ばかりである。

第5-11図 心をうちあけて話せる友人



資料出所：総理府「世界青年意識調査」

第5-12図 友だちづき合いは深入りすべきか



資料出所：総理府「世界青年意識調査」(48年)

このような友人のあり方が、女性のレジャー活動をまず、家族の中に押し込め、次に家族の制約が緩和される50才以上においては、第2章で取り上げた「旅行の同伴者」についての資料が示すように、地域や旅行団体による団体旅行が友人との旅行を上回るような結果になっている。友人に過大な期待を持つことによって友人を失うことなく、異性の友人を持つことによって開かれた社交圏があることが、望ましい自由なレジャー活動の基盤であると思われる。

2. 施設の整備

女性のレジャー活動の枠をこえた時に、さし当って必要なものは、公的、私的なレジャー施設である。この問題については、今まで取り上げなかったが、余暇開発センターの調査によっても「地域社会」に密接した施設としての公共余暇施設の不足が余暇活動の大きな阻害要因（余暇開発センター「新装置基礎調査」（48年））であるとしている。

施設については、それが単に存在するだけでなく、安全でよく管理され、利用者の欲求に応え得るものでなくてはならない。公共の施設は、まだ、その数が不足しているうえ、開館時間、安全、清潔などの管理の面、更に保育所、食堂、休憩所、レクリエーション指導などのサービスの点について全く不十分なものが多い。施設に対する需要とは、単にその数だけでなく、管理とサービスを含めたものだという点を強調しておきたい。上記の余暇開発センターの調査では公民館、小中学校のグラウンド、体育館、教室などに対して、利用率、欲求、いずれも低い、これを単純にそれが必要でないと判断するのは危険であるとしている。それは、これらの施設の数が少ないか、あるいは一般に開放された例が少ないために潜在的欲求が顕在化していないからととれるからである。

小中学校のグラウンドの開放と関連して、企業が厚生施設として持っているテニスコート、プール、野球場などの施設も日を限って一般公開が考えられてよいものかもしれない。その数があまりにも多く、また、あまりにも利用されていないからである。

3. レジャー活動に対する教育の充実

レジャー活動の中には、受身的で、知識、技術を必要とせず直接的満足を得

やすいものと、能動的で知識、技術、慣習を必要とし、間接的であるが、深く長続きする満足につながるものがある。今日のレジャー産業は前記のもので、金の取れるものが多い。深く長続きする満足は、多くの場合、より複雑な規律や習慣と結びついている。そのようなレジャー活動はとっつきが悪く適切な勧誘と指導があつてはじめて身についたものとなる。例えば、俳句は、外国ではみられない高級なレジャー活動であるが、これも適切な指導のもとで、好きになつていなければ、老人になって暇ができてでも自分の趣味とはなりにくい。

同時に、いわゆる「おけいこ事」は若い女性の間で、かなり、学習され、そのためにかなりの費用が投じられているにもかかわらず、それを一生の楽しみとする人は必ずしも多くない。「おけいこ事」が花嫁修業のためであったり、免状のためであったりするからである。自由なレジャーの教育は「……のための教育」ではなく、そのこと自身を楽しみ、好きになる教育でなくてはならない。学校教育自身が「……のための教育」になっている時に、これは最も難しい教育であるといえるが、人間の一生にとって大切であり、必要なことであると考えられる。

参 考 資 料

1. 婦人に関する諸問題の総合調査実施要綱等

婦人に関する諸問題の総合調査実施要綱

1. 目 的

婦人の地位は戦後大きく向上し、社会経済の著しい発展のもとに、社会における婦人の活動は各分野においてめざましい拡大を遂げた。しかし、そのような活動のなかに、あるいはまた、生活意識、家族生活の諸変化のなかに婦人に関係のある様々の問題が生み出されてきた。

ここに、婦人に関する諸問題の総合的な調査を行い、婦人の地位の現状、家庭・社会における婦人の生活の状況等について、今日の問題を明らかにし婦人に関する施策の推進に資する。

2. 調査会議の設置

- (1) 婦人に関する諸問題の総合調査を行うため、別紙により調査会議を設ける。
- (2) 調査会議は、総合調査の基本的計画の策定、必要な調査活動、調査結果の総括を行い報告書を作成する。

3. 総合調査の方法

総合調査は、基本的計画に基づき、次に掲げる調査等を総合して行なう。

- (1) 調査会議の委員による研究討議、各界よりの意見聴取等の調査活動
- (2) 一般からの意見公募
- (3) 総理府の行う意識調査
- (4) 労働省の行う実態調査及びアンケート調査
- (5) その他調査会議が特に必要とする調査

各種調査等の実施計画及び実施結果

- (1) 上記3の調査等の実施に関する計画は、基本的計画に基づいて調査等の種類ごとに調査等の実施主体が定め、調査会議に報告する。
- (2) 調査等の結果の一般的分析は、実施主体が行い、調査会議に報告するとともに、公表する。

5. 総合調査の実施期間

総合調査は、昭和49年3月末日までに終了する。

(別紙)

婦人に関する諸問題調査会議設置要領

1. 設 置

「婦人に関する諸問題の総合調査実施要綱」に基づき、「婦人に関する諸問題調査会議」(以下「調査会議」という。)を総理府に設ける。

2. 任 務

調査会議は、婦人に関する諸問題の総合調査につき、次のことを行う。

- (1) 総合調査の基本的計画を策定すること。
- (2) 基本的計画に基づき、婦人に関する諸問題を調査すること。
- (3) 調査の結果を総合し、報告書を作成すること。

3. 組 織

- (1) 調査会議は、民間有識者のなかから内閣総理大臣が委嘱する委員20名をもって組織する。

- (2) ア 調査会議に議長を置く。

イ 議長は委員の互選による。

- (3) ア 調査会議に専門委員20名以内を置くことができる。

イ 専門委員は有識者のなかから内閣総理大臣が委嘱する。

- (4) ア 調査会議に幹事を置く。

イ 幹事は、関係行政機関の職員のなかから内閣総理大臣が委嘱する。

4. そ の 他

- (1) 調査会議の庶務は、内閣総理大臣官房において労働省の協力を得て処理する。
- (2) 調査会議の設置期限は、昭和49年3月末日までとする。

2. 委員名簿等

婦人に関する諸問題調査会議員

江上フジ	東郷女子学生会館館長
江戸英雄	三井不動産株式会社社長
影山裕子	評論家
木下正一	賛育会病院院長
久米愛	弁護士
小菅丹治	株式会社伊勢丹社長
田辺繁子	専修大学教授
谷野せつ	
中鉢正美	慶応義塾大学教授
中川善之助	前金沢大学学長
中根千枝	東京大学教授
中山マサ	
那須宗一	中央大学教授
並木正吉	農業総合研究所計画部長
西清子	評論家
波多野勲子	ファミリー・スクール理事長
林雄二郎	東京工業大学教授
福武直	東京大学教授
藤田たき	前津田塾大学学長
横田整三	朝日新聞社社友

婦人に関する諸問題調査会議専門委員

秋 山 常	元千葉婦人少年室長
岡 田 忠 男	東洋大学助教授
川 原 千寿子	サンケイ新聞社社員
金 森 トシエ	読売新聞社社員
神 田 道 子	東洋大学講師
小 林 謙 一	法政大学教授
佐 藤 彰	博報堂公共本部長
佐 藤 洋 子	朝日新聞社社員
袖 井 孝 子	東京都老人総合研究所主任研究員
千 野 陽 一	東京農工大学教授
原 芳 男	東京工業大学教授
人 見 康 子	慶応義塾大学教授
広 田 寿 子	日本女子大学助教授
藤 原 房 子	日本経済新聞社囑託
松 原 治 郎	東京大学助教授
望 月 高	大正大学助教授
山 村 賢 明	埼玉大学助教授
湯 沢 雍 彦	お茶の水女子大学助教授

婦人に関する諸問題調査会議役員

議 長	中 川 善之助	前金沢大学学長
議長代理	波多野 勤 子	ファミリー・スクール理事長

議長代理	藤田 たき	前津田塾大学学長
企画小委員長	福武 直	東京大学教授
企画小委員	江上 フジ	東郷女子学生会館館長
"	影山 裕子	評論家
"	田辺 繁子	専修大学教授
"	那須 宗一	中央大学教授
"	西 清子	評論家
"	波多野 勤子	ファミリー・スクール理事長
"	林 雄二郎	東京工業大学教授
"	横田 整三	朝日新聞社社友

婦人に関する諸問題調査会議幹事

内閣総理大臣官房審議室長

" 広報室長

経済企画庁国民生活局長

法務省人権擁護局長

大蔵大臣官房長

文部省社会教育局長

厚生省児童家庭局長

農林省農蚕園芸局長

通商産業省産業政策局長

労働省婦人少年局長